

令和4年6月13日

一般社団法人静岡県バスケットボール協会  
所属チーム責任者 各位

一般社団法人静岡県バスケットボール協会  
会 長 土 屋 哲 平  
専務理事 三 浦 昭 彦

### 新型コロナ禍におけるバスケットボール活動について

平素より本協会の活動にご理解・ご協力を賜り誠にありがとうございます。

令和4年度に入り、2ヶ月が過ぎました。6月10日付けで、静岡県のコロナ感染国評価レベルは1になりました。世間ではワクチン接種の浸透や新規感染者数の減少など、感染拡大が落ち着きを見せてきており、さまざまな事業も再開されております。

静岡県バスケットボール協会は、「with コロナにおけるバスケットボール活動の維持・継続」を目指しております。そこで、令和4年5月に（公財）日本バスケットボール協会から「バスケットボール事業・活動実施ガイドライン第5版」が発出されましたことと、国評価レベルが1に下がったことを機に、静岡県内U12・U15におけるバスケットボール活動のガイドラインを下記のように変更いたします。

一方で、感染拡大が落ち着きを見せていると言いましても、感染防止に細心の注意を払って頂き、安心・安全に活動できますようご理解・ご協力をお願いします。

### 記

#### 1 「国評価レベル2」以下の場合

小学校・中学校・高等学校の活動において、大会参加及び通常活動については、所属教育委員会の指針及び所属長の指示を遵守すること。

**活動に制限がある地域に設置されているU12・U15クラブ**の活動について、**制限のなかった活動**を実施する場合、「活動内容の届け出書」「保護者の承諾書」を部会長に提出すること。

実施する場合には、（公財）日本バスケットボール協会発出の「バスケットボール事業・活動実施ガイドライン第5版」に則り行うこと。